

陳情第 2 号

陳 情 書

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情

陳情趣旨

物価の高騰が続くなか、住民のいのちと暮らしを守るために日々ご尽力いただいていることに敬意を表します。

総務省によると、2023 年 8 月の生鮮食品を除いた消費者物価指数は前年同月比で上昇率 3.1%、12 か月連続で 3%を超えています。特に、「生鮮食品を除く食料」は 9.2%と大幅な上昇が続いています。所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなどの非正規雇用やフリーランスなどの弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、日銀によると、8 月の企業物価指数は前年同月比で 3.2%上昇し、伸び率の鈍化はあるものの 2 年 6 か月連続の上昇となっています。東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど中小零細企業が多く、経済的ダメージはより深刻となっています。

コロナの感染拡大が始まった 2020 年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、経済危機を克服してきました。日本の最低賃金は、2023 年の改定で加重平均 1004 円となり、政府が 2015 年より掲げてきた目標がようやく達成されたこととなります。しかし、1000 円を上回る地方は 8 都府県しかなく、800 円台は 12 県も残されています。世界では、イギリスが約 1729 円、フランスが約 1608 円となっており、ドイツでは 2024 年 1 月から約 1732 円となっています。日本の最低賃金の水準は「過去最高の引き上げ」をしたにもかかわらず、世界の水準に届いていません。韓国にも追い抜かれているのが実態です。

私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差はみられません。若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 25 万円（税込）程度であるとの結果が示されています。これは、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円となります。

日本の最低賃金は、最も高い東京は時給 1113 円、山形県は 900 円で 213 円もの格差があります。山形県の最低賃金額では、月 11 万～13 万円の手取りとしかならず、とても自立して生活することはできません。日本の最低賃金が地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められます。このように現行の地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があり、その解決のためには、全国一律制度への法改正が必要です。

最低賃金法を早期に全国一律制に法改正し、それを実行させるために必要な中小零細企業に対する抜本的な支援強化が何よりも求められています。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金の地域間格差解消及び抜本的な引き上げ、並びに中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

陳情項目

- 1 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に法改正すること。
- 2 政府は、労働者の生活を支えるため、速やかに最低賃金を1500円以上にする事。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出してください。

令和6年2月26日

山形県山形市薬師町2丁目6-15
新発見ビル3F
山形県労働組合総連合
議長 荻原圭子

寒河江市議会
議長 柏倉信一様

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)

食料品など生活必需品の値上がりが続くなか、私たち消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えている。

物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなどの非正規雇用やフリーランスなどの弱い立場の労働者の生活破綻が深刻となっている。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど中小零細企業が多く、経済的ダメージはより深刻となっている。

コロナの感染拡大が始まった 2020 年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、経済危機を克服してきた。日本も 2023 年の最低賃金改定で「過去最高の引き上げ」をしたが、世界の水準に届いておらず、韓国にも追い抜かれているのが実態である。

この難局を乗り越えるには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2023 年 10 月に改定された地域別最低賃金は、最高の東京で時給 1113 円、山形県では 900 円、最も低い県では 893 円に過ぎない。毎日 8 時間働いても年収で 160 万円程度であり、最低賃金法第 9 条第 3 項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、山形県と東京都では同じ仕事でも時給で 213 円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。

27 都道府県 4 万 8 千人を超える協力の下おこなわれた「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められず、若者 1 人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月 25 万円（税込）程度であるとの結果が示されている。

世界各国の制度と比較すると、ほとんどの国が全国一律最低賃金であるのに対して、日本の最低賃金は都道府県ごとに分けられ、OECD 諸国で最低水準となっている。

日本でも大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金を引き上げられる支援策を強化・拡充する必要がある。

以上の趣旨より、下記項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に法改正すること。
- 2 政府は、労働者の生活を支えるため、速やかに最低賃金を 1500 円以上にすること。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛て

山形県寒河江市議会
議長 柏 倉 信 一